



学区市民ホームで公衆無線LAN(Wi-Fi)が利用できるようになりました

回 覧



- ・学区市民ホームを利用する際に、スマートフォン等にWi-Fiの設定をすることでインターネットの利用が可能となりました。
- ・どなたでも、無料でご利用いただけます。
- ・非常時における災害情報の収集や情報伝達、学区住民によるコミュニティ活動等にお役立てください。



学区市民ホームとは

- ・学区住民によるコミュニティ活動と自主的な文化活動の推進を図るための施設で、小学校区ごとに設置されています。
- ・会議室、和室、図書室があり、学区のかたが無料で利用することができます。



【広幡学区市民ホーム】

所在地：岡崎市広幡町11番地12

利用可能な場所

会議室、和室、図書室

- ・障害物等の状況により変動しますが、無線LAN(Wi-Fi)が利用可能な範囲は無線LAN(Wi-Fi)ルーターから約20～30mです。

接続方法及び利用上の注意は裏面をご覧ください。

・この公衆無線LAN(Wi-Fi)は、令和4年5月に、ミクスネットワーク株式会社と岡崎市が締結した「地域広帯域移動無線アクセスシステム(地域BWA)の整備及び運営に関する協定」により整備されました。

・ミクスネットワーク株式会社の協力により、市の費用負担なく、公衆無線LAN(Wi-Fi)の利用が可能となりました。

接続方法

- ・以下の手順に従い、設定してください。
- ・ネットワーク名及びパスワードについては、施設内の掲示をご覧ください。

①スマートフォン、タブレット等の設定画面を開く ②Wi-Fiを有効にする



③ネットワーク名を選択する

※ネットワーク名は施設内に掲示

④パスワードを入力する

※パスワードは施設内に掲示

⑤接続完了

※最大同時接続数は32台



利用上の注意

- ・無線LAN(Wi-Fi)の利用料金は無料です。ただし、インターネット上で利用した有料サービスは利用者が負担してください。
- ・無線LAN(Wi-Fi)ルーターは動かさないでください。
- ・有害サイトへのアクセス制限、ウィルス対策など、利用端末のセキュリティ対策は利用者が自ら責任をもって行ってください。
- ・公序良俗に反する行為や犯罪・政治・宗教に関する行為は行わないでください。
- ・無線LAN(Wi-Fi)の利用によって生じたあらゆる損害について、市は一切責任を負いません。
- ・その他、詳しくは岡崎市ホームページをご覧ください。

